

宮城県監査委員告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき公表する。

平成23年11月11日

宮城県監査委員 内海 太
 宮城県監査委員 佐々木 敏 克
 宮城県監査委員 遊佐 勘左衛門
 宮城県監査委員 工藤 鏡子

- 1 監査委員の報告日
平成23年4月26日
- 2 知事から通知のあった日
平成23年9月30日
- 3 措置の内容

平成22年度行政監査の意見に対する措置状況

重点調査項目	監査委員の意見等	措置状況
(1)指定管理者選定委員会	指定管理者の選考過程については、運用指針に基づき「指定管理者の選定に係る情報公開について」を作成して県民に情報公開しているが、より透明性、客観性を確保する観点から、外部委員をより一層積極的に登用するよう検討すべきである。	平成23年5月17日に指定管理者制度運用指針を改正した。 (改正前) 部局等選定委員会又は個別選定委員会の委員は、有識者等の外部委員を含めるものとする。 (改正後) 部局等選定委員会又は個別選定委員会の委員は、構成員の半数以上を有識者等の外部委員とする。
	施設によってはその特殊性に配慮し、業務内容等に精通する者の登用が可能となる個別委員会を活用することも検討すべきである。	指定管理者制度運用指針において、所管部局ごとに設置する委員会を基本とし、必要に応じて個別の設置条例に規定する委員会の設置を可能としているところであり、環境生活部や土木部、教育庁においては、既に個別の選定委員会を設置し運用している施設もある。今後必要に応じて個別選定委員会の設置を検討していく。
	選定委員会における女性委員の登用状況を見ると、9委員会のうち女性委員を登用しているのは4委員会(44.4%)にとどまり、県の審議会等における女性委員を含む審議会等の比率95.4%を大幅に下回っている。また、有識者等外部委員のうち女性委員の登用率は31.8%となっており、県の目標値40%を下回っている状況にある。今後、有識者等外部委員の委嘱の際には、女性委員の登用についてより一層推進されたい。	平成23年5月に指定管理者制度運用指針を改正し、構成委員の半数以上を有識者等の外部委員とすることとしたことから、それを受け、平成23年度に設置する選定委員会において、外部女性委員を積極的に登用する動きがある。今後も施設・業務の特性等を考慮して女性委員の登用を推進していく。
	今後は、公募回数が増えられていくことから、他の部局等所管の施設を含めた類似施設の状況も参考にしながら、安定的で経済的な管理と住民サービスの向上がより図られるよう、評価の精度を高められたい。	施設の特性を踏まえ、安定的で経済的な管理と住民サービスの向上が図られるよう必要に応じて審査項目・配点基準等を見直していく。
	現指定管理者と新規参入を目指す事業者との評価が公平に行われるよう配慮するとともに、新規事業者の参入意欲を駆り立てよう工夫されたい。	平成23年度から選定委員会の半数以上を外部委員としたことから、様々な分野の意見を聞くことにより更なる公平な評価が期待できる。また、今後も現地説明会を開催するなど積極的な情報提供を進め、新規事業者の参入促進に努める。
(2)指定管理者の募集	公募の場合には、応募者数を増やす対策が喫緊の課題であり、さらに民間事業者等の参入を促す工夫を講じるべきである。	これまで、県政だよりや新聞への掲載、ラジオでの周知、関係団体の広報誌、メルマガへの掲載など各種メディアを活用し応募者数の増加に努めてきた。施設によっては、事業内容の特殊性により対象となる民間事業者が限定されるため、結果的に応募者数が限られる事情もあるが、今後とも効果的な応募者数増加対策を講じ、民間企業の参入促進に努める。

	<p>一部の施設については公募に馴染まないとの意見もあることから、それぞれの施設の現場の実態をよく把握・分析し公募の適否について常に検証を行い、非公募とする場合は、非公募とする理由について県民への十分な説明が必要である。</p>	<p>現状が公募又は非公募で選定したかにかかわらず、選定の都度、公募・非公募の適否について検証し適切な選定に努める。また非公募とする場合は、選定結果を公表する際に非公募理由も明記する方向で検討する。</p>
	<p>過去においては、施設によって異なる募集期間とした事例もあり、応募しようとする事業者に必要な準備期間を確保させることによって応募者数が増えることにつながるとも考えられることから、指定管理施設の特殊性などに応じた募集期間を設定するなどの弾力的な運用が必要である。</p>	<p>これまでも弾力的な募集期間の設定は可能としてきたところであり、今後も施設所管課において施設の特性に配慮し、事業者が適切な準備期間が確保できるような募集期間の設定に努める。</p>
(4)指定管理期間	<p>指定管理期間については、施設の性格と指定管理者の声にも配慮し、その施設の設置目的を達成するのに最も適切なものとするため、その妥当性について常に検証し、見直しを行う必要がある。</p>	<p>運用指針では3年又は5年のほか、特別な理由がある場合はそれ以上の期間も可能としている。今後も選定の都度、施設管理の効率化やコスト削減などを総合的に勘案し、施設所管課と指定管理者で十分検証した上で、適切な指定期間の設定に努める。</p>
(5)指定管理料	<p>指定管理料の協議に当たっては、経費の削減のみならず、単なる価格競争に陥ることなく住民サービスの低下や労働条件の悪化につながることをないように配慮する必要がある。また、指定管理者のモチベーションの低下を招くことのないよう、公の施設の管理料として適切な金額を算定の上、協議に臨むことが必要である。</p>	<p>協議にあたっては、今後も経費削減の観点のみならず、施設の管理運営や県民サービスの向上にも配慮した適正な金額の算定に努め、指定管理者側も納得するよう十分な協議を行っていく。</p>
	<p>部品の定期交換のように当初から見込まれるものについては、あらかじめ修繕費として見込んでおくこともできるが、それ以外については、指定管理者が負担する修繕費の上限等負担の程度を明確にしておく必要がある。また、小規模修繕として見積価格1件当たりの額を定めている場合であっても、その総額の上限について基本協定書等に明確にしておく必要がある。</p>	<p>修繕費の負担については、上限額等を明記するよう基本協定書の例示にも示していることから、基本協定書において明確にされていない施設については、今後明記することを徹底する。</p>
	<p>今後とも、利用料を徴収する施設においては、その施設の特性等を十分に考慮の上、利用料金制の導入の適否について前向きに検討すべきである。</p>	<p>施設の特性を考慮した上で、選定の都度、利用料金制導入の可否について検討する。</p>
(6)指定管理者の事務引継	<p>新規参入を促すためには、あくまでも指定管理者の交代を想定したスケジュールを募集要項に示すとともに、事務引継スケジュールを確立しておくなど柔軟な対応が必要である。 また、指定管理者が交代することで、施設の運営上の支障や住民サービスの低下につながらないように留意する必要がある。</p>	<p>事務引継期間の設定については、11月議会における指定の議決後であれば引継ぎ開始が可能であることから、4月1日指定管理開始まで3ヶ月程度の期間設定が可能である。今後も施設の特性に応じて必要な引継ぎ期間が確保できるよう柔軟に対応する。</p>
(7)個人情報の保護	<p>個人情報の保護について、指定管理者の中には幹部職員の問題意識が希薄で、管理方法等を十分に説明できない事例が見受けられた。今後は、幹部職員が率先して個人情報保護の重要性を再認識するとともに、個人情報の適切な管理を実効性あるものとするため、運用の実態をしっかりと把握した上で、研修等を随時行い、適切な運用の周知徹底や職員の意識改革を図り、組織全体として個人情報の保護・管理の強化に努める必要がある。</p>	<p>個人情報の取扱いについては、手続条例や個人情報保護条例、基本協定書において適正な管理について定めているほか、多くの施設では業務報告会や職員研修などを通じて徹底しているところであるが、なおモニタリング等で運用の実態把握に努め、取扱いについて指導徹底していく。</p>
(8)モニタリング・評価	<p>モニタリング等の結果が単に「調査・公表」して終わりとなることのないよう、指定管理者と県とが共通認識に立って、公の施設の管理運営の改善に取り組むためのツールとして活用するとともに、常に指定管理者との意思疎通を図りながらモニタリングを通じて住民ニーズを把握するなど、利用しやすい開かれた施設運営に努める必要がある。</p>	<p>モニタリング・評価については、公の施設の管理運営の改善に取り組むためのツールとして活用し、指定管理者と意思疎通を図りながら共通認識のもと利用者アンケートを実施するなど、住民ニーズの把握に努め、施設運営に引き続き反映させていく。</p>

<p>(9)指定管理者制度の導入効果と公の施設の今後</p>	<p>今後とも、社会情勢や住民ニーズの変化を踏まえて、個々の施設の必要性の検証を行うとともに、その管理運営のあり方について、随時検討する必要がある。</p>	<p>公の施設については、指定管理者制度導入の適否のみならず、県自らが施設を所有し運営することの必要性も含めて、随時検討していく。</p>
--------------------------------	--	---